

## 東山行政区慶弔事処理内規

東山行政区運営規約実施細則第7条（慶弔）の規定により、次のとおり定める。

- 1 区民の死亡（役職及び年齢を問わず、全ての区民）  
生花 一基  
香典 3,000 円
- 2 入院の場合
  - (1) 当該年度の区役員、各種団体の役職者、各種委員が、7日以上入院した場合には、見舞金 3,000 円とする。
  - (2) 区行事に協力または参加したことによるケガのための入院については、日数に関係なく、見舞金 5,000 円とする。
- 3 市公職者等の慶弔については、市議会、区長会等の意向を勘案して対処する。
- 4 その他特殊の場合は、区三役または区議員会において決定する。

### 附則

- 1 この内規は、平成 19 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 2 この内規は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。  
(平成 22 年 1 月 23 日 区議員会決定)